第２　スプリンクラー設備

１　水源

第１屋内消火栓設備１（⑸を除く。）に準ずること。◆

２　加圧送水装置

第１屋内消火栓設備２（⑶、⑹及び⑻を除く。）に準ずるほか、次によること。

⑴　加圧送水装置は、スプリンクラー設備専用とすること。◆

⑵　ポンプの定格吐出量は、次によること。

ア　標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。以下同じ。）、側壁型ヘッド、小区画型ヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドを設けるものは、次表によること。◆

<table>
<tr><th>ヘッド種別</th><th colspan="3">防火対象物の区分</th><th>定格吐出量（L/min 以上）</th></tr>
<tr><td rowspan="6">標準型ヘッド</td><td rowspan="3">令第 12 条第１項第１号から第４号まで、第 10 号から第 12 号までに掲げるもの</td><td colspan="2">百貨店及び延べ面積が 1,000 ㎡以上の小売店舗</td><td>高感度　12 個×90＝1,080
高感度以外　15 個×90＝1,350</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他のもの</td><td>地階を除く階数が 10 以下</td><td>高感度　８個×90＝720
高感度以外　10 個×90＝900</td></tr>
<tr><td>地階を除く階数が 11 以上</td><td>高感度　12 個×90＝1,080
高感度以外　15 個×90＝1,350</td></tr>
<tr><td colspan="3">令第 12 条第１項第６号及び第７号に掲げるもの</td><td>高感度　12 個×90＝1,080
高感度以外　15 個×90＝1,350</td></tr>
<tr><td colspan="3">令第 12 条第１項第８号に掲げるもの</td><td>１種　16 個×90＝1,440
１種以外　20 個×90＝1,800</td></tr>
<tr><td colspan="3">地階を除く階数が 10 以下のもの</td><td>８個×90＝720</td></tr>
<tr><td>側壁型ヘッド</td><td colspan="3">地階を除く階数が 11 以上のもの</td><td>12 個×90＝1,080</td></tr>
<tr><td rowspan="4">小区画型ヘッド</td><td colspan="3">令第 12 条第１項第１号及び第９号に掲げるもの又はその部分で延べ面積が 1,000 ㎡未満のもの</td><td>４個×60＝240</td></tr>
<tr><td colspan="3">共同住宅用スプリンクラー設備を設けるもの</td><td>４個×60＝240</td></tr>
<tr><td colspan="3">地階を除く階数が 10 以下のもの（令第 12 条第１項第１号に掲げるもので延べ面積が 1,000 ㎡未満のものを除く。）</td><td>８個×60＝480</td></tr>
<tr><td colspan="3">地階を除く階数が 11 以上のもの</td><td>12 個×60＝720</td></tr>
<tr><td>開放型スプリンク</td><td colspan="3">令第 12 条第１項第１号及び第９号に掲げるもの又はその部分で延べ面積が 1,000</td><td>４個×90＝360</td></tr>
</table>

ラーヘッド	㎡未満のもの	
開放型スプリンクラーヘッド	令第 12 条第１項第１号に掲げるもの（延べ面積が 1,000 ㎡未満のものを除く。）のうち地階を除く階数が 10 以下のもの	最大放水区域に設置される個数×1.6×90
	舞台部が 10 階以下にあるもの	最大放水区域に設置される個数×1.6×90
	舞台部が 11 階以上にあるもの	ヘッドの設置個数が最大の階の個数×90

備考１　ヘッドの設置個数が、表中の個数に満たない場合は当該設置個数とする。

２　乾式・予作動式の流水検知装置が設けられているもの（小区画ヘッドを除く。）にあっては、ヘッドの個数に 1.5 倍を乗じて得た個数とし、小数点以下の数値を含むものにあっては、小数点以下を切り上げ整数とすること。

３　舞台部に開放型スプリンクラーヘッドが設けられ、客席等に標準型ヘッドが設けられており同時に放水する可能性がある場合にあっては、それぞれのスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量以上の量とすること。ただし、客席等に設置した標準型ヘッドの設置個数が規則第 13 条の６第１項第１号に規定する個数に満たない場合は、客席等に設置した標準型ヘッドの設置個数に 90 リットル毎分を乗じて得た量を合算した以上の量とすることができるものとする。

イ　放水型ヘッド等を設けるものは、ヘッドの性能に応じ、放水区域に有効に放水できる量とすること。

また、一のスプリンクラー設備に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが設けられ､同時に放水する可能性がある場合にあっては、それぞれのスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量以上とすること。ただし、同一区画内に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが設置される場合で、区画内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドの設置個数が規則第 13 条の６第１項第１号から第４号までに規定する個数に満たない場合は、当該区域内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドの設置個数に 90 リットル毎分を乗じて得た量を合算した量以上とすることができる。◆

ウ　その他

一のスプリンクラー設備に異なる種別のスプリンクラーヘッドが使用される場合のポンプの定格吐出量は、定格吐出量が最大となるスプリンクラーヘッドの規定により算出した量以上とすること。◆

３　呼水装置

第１屋内消火栓設備３に準ずること。◆

４　配管

屋内消火栓設備４（⒆を除く。）に準ずるほか、次によること。◆
なお、配管の名称は、次図を参照すること。

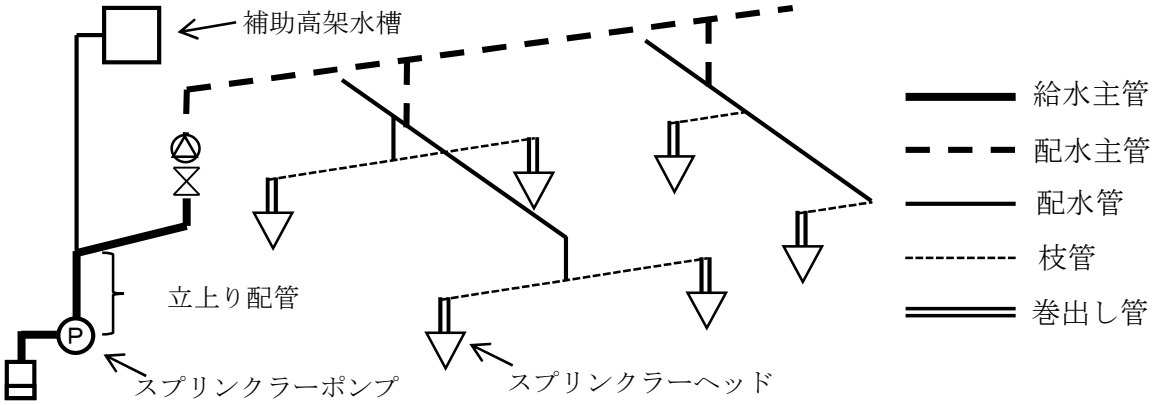

⑴　立上り配管口径は、次表に定める口径以上とすること。◆

ア　標準型ヘッド、開放型スプリンクラーヘッド及び側壁型ヘッド

同時開放個数	８個以下	15 個以下	29 個以下	30 個以上
立上り配管口径	65Ａ	100Ａ	125Ａ	150Ａ

イ　小区画型ヘッド

同時開放個数	４個	８個以上
立上り配管口径	50Ａ	65Ａ

⑵　配水管及び枝管の配管口径は、設けられるヘッド数の合計数に応じ次表に定める口径以上とすること。ただし、配管口径が立上り配管口径を超える部分にあっては、当該部分の配管口径を立上り配管口径以下とすることができる。また、枝管に取り付けられるヘッド数は、片側５個以下であること。◆

ア　標準型ヘッド、開放型スプリンクラーヘッド及び側壁型ヘッド

ヘッド数	２個以下	３個以下	５個以下	10 個以下	20 個以下
配管口径	25Ａ	32Ａ	40Ａ	50Ａ	65Ａ

30 個以下	100 個以下	100 個を超えるもの
80Ａ	90Ａ	100Ａ

イ　小区画型ヘッド

ヘッド数	１個	３個以下	５個以下	８個以下	９個以上
配管口径	20Ａ	25Ａ	32Ａ	40Ａ	50Ａ

⑶　送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称 65 の差込式の受け口とすること。◆

⑷　送水口の受け口には、容易に破壊できる保護板又は呼称 65 の差込式の差し口蓋（覆冠）等を設けること。◆

⑸　送水口の設置場所は、防火対象物の主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。◆

⑹　送水口直近の配管には、逆止弁及び仕切弁を容易に操作できる場所に設けること。◆

⑺　送水口は、必要とされる加圧送水装置の定格吐出量を 1,600 リットル毎分で除した個数以上を設けること。

なお、小数点以下の数値を含むものにあっては、小数点以下を切り上げ整数とすること。◆

⑻　立上り配管が２系統以上となる場合は、２以上の送水口を相離れた場所に設け、それぞれの立上り配管の低層部で立上り配管の配管口径と同等以上の横引き配管で接続すること。◆

５　閉鎖型スプリンクラーヘッド

⑴　標準型ヘッド

ア　取付け面の都合上、標準型ヘッドを取付け面から 30 センチメートル以上離して設けなければならない場合は、次のいずれかによること。

(ｱ) 火災の際すみやかに当該ヘッドを作動させることができる集熱板（材質は金属製とし、1,200 平方センチメートル以上（角形のものにあっては、短辺 20 センチメートル以上）のもの。以下同じ。）を設けること。◆

(ｲ) 日本消防検定協会において特定機器評価を受けた感熱開放継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放する継手をいう。以下同じ。）及び開放型スプリンクラーヘッドを設けること。◆

イ　デフレクター周囲の放射空間に、はり等がある場合は次表により設けること。◆

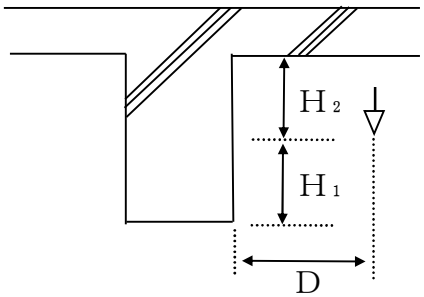

D（cm）	H_1（cm）	H_2（cm）
75 未満	0	30 以下
75 以上	10 未満	
100 以上	15 未満	
150 以上	30 未満	

ウ　標準型ヘッドの設置間隔

各部分からの水平距離 2.3 メートルで配置する場合を次に示す。◆

(ｱ) 正方形に配置する場合

a

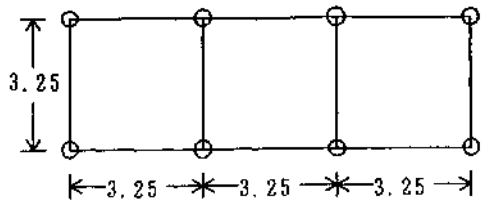

b

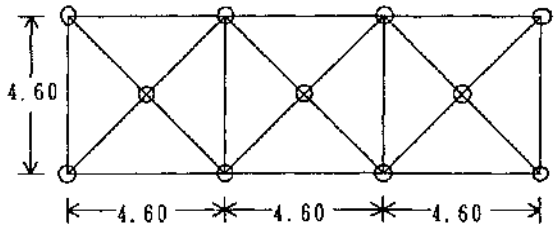

(ｲ) 千鳥形に配置する場合

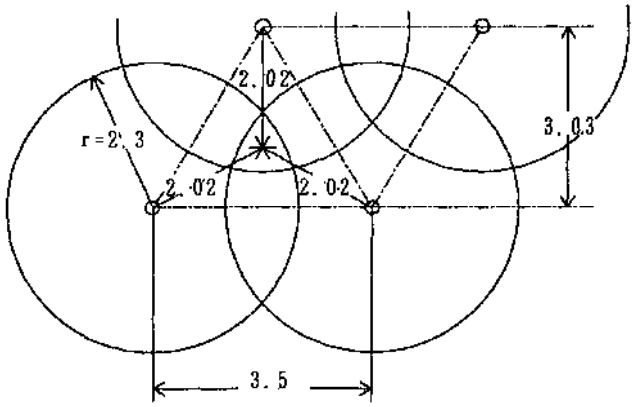

エ　仮想天井がある場合

天井がルーバー形式又はつり天井等（以下「仮想天井」という。）で、ふところが 30 センチメートル以上となる場合は、天井面のほか、仮想天井部にもヘッドを設けること。

なお、天井面に設けるヘッドは仮想天井部で有効に散水できるように配置すること。ただし、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する場合は、これによらないことができる。◆

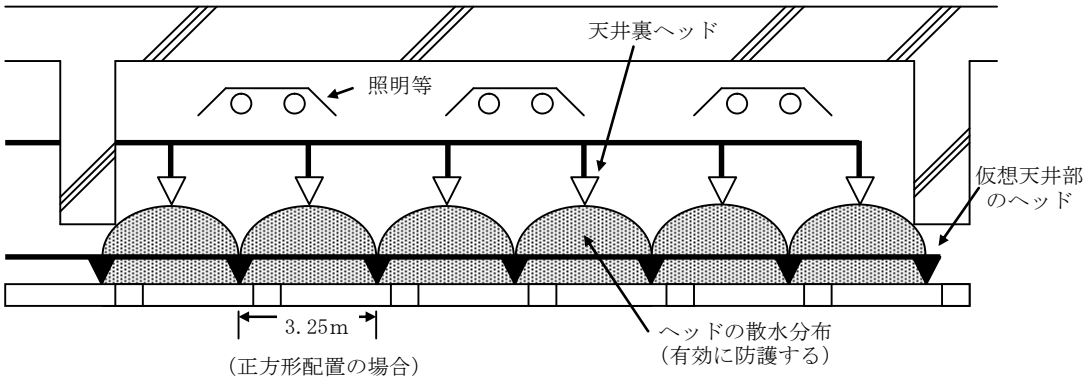

(ｱ)　天井面のヘッドを省略できるもの

a　仮想天井のふところは、１メートル以内であること。◆

b　仮想天井は、下地を含め不燃材で構成されていること。◆

c　仮想天井のふところには、可燃物（電気配線及び器具を除く。）が用いられていないこと。◆

d　ヘッドは次のいずれかにより設けられていること。

(a)　仮想天井部には、令第 12 条第２項第２号イに定める基準によるほか、各４個のヘッドで囲まれた空間の中央部にさらに１個のヘッドを増設配置し、各ヘッドには集熱板を設けること。◆

(b)　天井部に感熱開放継手を設け、仮想天井部に開放型スプリンクラーヘッドを設けること。◆

(ｲ)　仮想天井部のヘッドが省略できるもの

a　仮想天井に用いる格子材等の厚さ、幅及び取付け状態が著しく散水を妨げるものではないこと。◆

b　開放部（構成部材相互の空間をいう。）の合計面積が当該仮想部で 70 パーセント以上であること。◆

c　天井面に設けられたヘッドのデフレクターと仮想天井の間に 45 センチメートル以上の空間があること。◆

d　ヘッドは、仮想天井部で有効に散水できるよう配置すること。◆

(2)　小区画型ヘッド

ア　令別表第一(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等（宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等。以下同じ。）に該当する部分に設けること。

イ　天井の各部分から一のヘッドまでの水平距離が 2.6 メートル以下で、かつ、一のヘッドにより防護される部分の面積が 13 平方メートル以下となるように設けること。また、一の宿泊室等に２以上のヘッドを設ける場合には、ヘッド相互の設置間隔が３メートル以下とならないように設置すること。◆

ウ　天井面から 0.5 メートルより下の部分の壁面を濡らす必要があるため、デフレクターから下方 0.45 メートル以下で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。◆

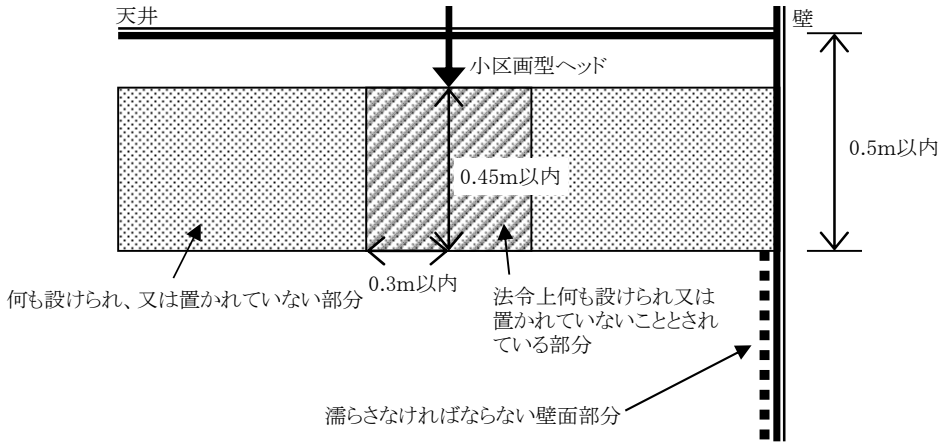

⑶　側壁型ヘッド

ア　令別表第一⑸項及び⑹項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等及び廊下、通路その他これらに類する部分（廊下、通路、フロント、ロビー等）に該当する部分に設けること。

イ　床面の各部分が一のヘッドにより防護される床面の部分（ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ 1.8 メートル以内で、かつ、前方 3.6 メートル以内となる範囲を水平投影した床面の部分をいう。)に包含されるように設けること。

ウ　デフレクターから下方 0.45 メートル以内で、かつ、水平方向 0.45 メートル以内には、何も設けられ又は置かれていないこととされているが、そのうち水平方向については次の例によること。

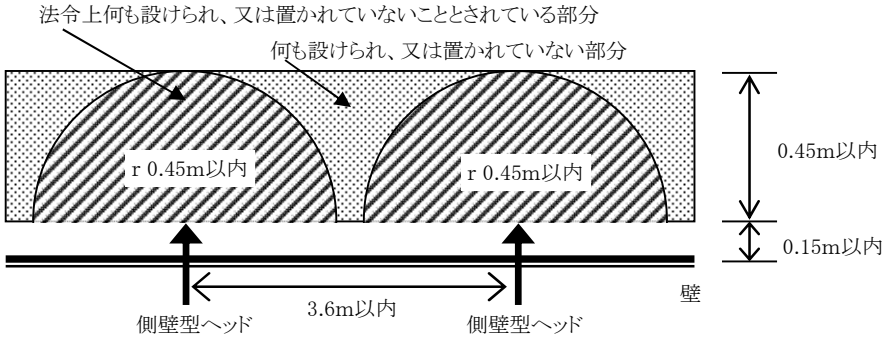

⑷　種別の異なる閉鎖型スプリンクラーヘッドは、同一階の同一区画（防火区画された部分又は垂れ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されている閉鎖型スプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けないこと。ただし、放水量と感度の種別が同じ閉鎖型スプリンクラーヘッドにあっては、この限りではない。◆

⑸　建基令第 112 条に定める防火区画にシャッターが設置される場合は、シャッターに配慮したヘッド配置とすること。◆

6　舞台部の開放型スプリンクラーヘッド

⑴　放水区域

放水区域は、規則第 14 条第１項第２号によるほか、次によること。

ア　一の放水区域に設けるヘッド数は、30 個以上とすること。ただし、当該舞台部に設けるヘッド数が 30 個未満のときは、当該設置個数を一放水区域とすることができる。◆

イ　放水区域が２以上となる場合は、隣接する放水区域の相対するヘッドの間隔は 0.5 メートル以下とすること。◆

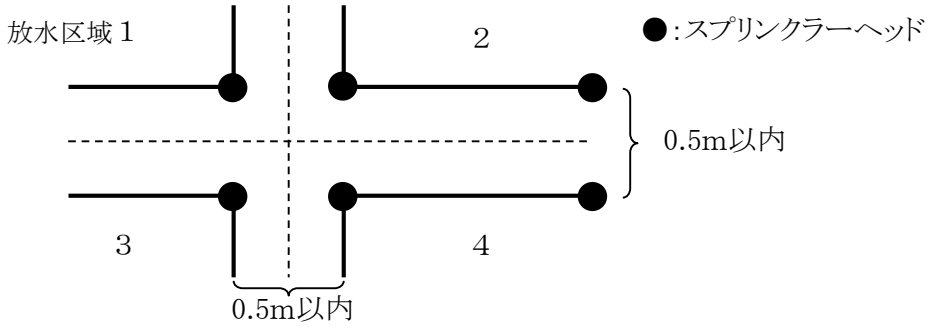

⑵　手動式開放弁

ア　容易に操作でき、かつ、放水区域の見通しが利く箇所に設けること。◆

イ　放水区域ごとに相離れた位置に２以上設け、いずれの弁を操作しても放水できること。◆

ウ　手動式開放弁の設置場所付近には、非常用の照明装置を設けること。◆

⑶　ヘッド

ア　ヘッドを配管の上部に上向きに取り付けるときは、じんあい等が集積しないよう保護装置を設けること。◆

イ　床面から天井面までの高さが５メートル未満の場合は、標準型ヘッドとすることができるものとする。◆

ウ　イにより標準型ヘッドを設ける場合の加圧送水装置の能力は、同時開放個数 30 個に準じて設定すること。◆

⑷　舞台上部に可動式の反響板を設ける場合は、手動式開放弁の付近に、速やかに反響板を散水に支障のない位置まで移動させる装置を設けること。◆

⑸　舞台部と客席部の間にドレンチャー設備が設けられる場合は、必要水量を加算すること。◆

7　放水型ヘッド等

⑴　放水型ヘッド等は、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成８年消防庁告示第６号）により設けること。

⑵　放水型ヘッド等が必要とされる高天井の部分に該当するかは、次によること。

ア　床面から天井までの高さは、次によること。

(ｱ)　天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さ ◆

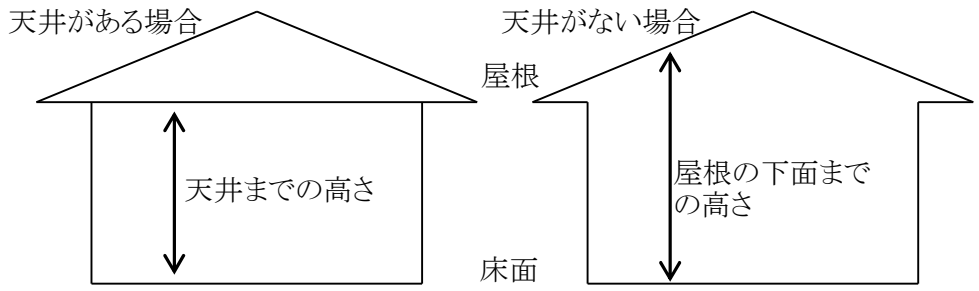

(ｲ)　防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間として高さの異なる部分がある場合は、天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さにより高天井の部分とすること。◆

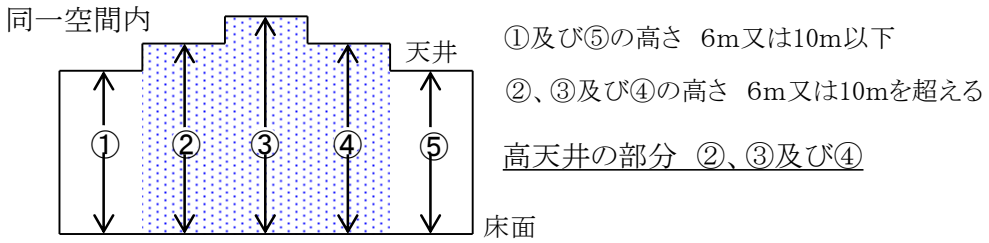

(ｳ)　天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ ◆

イ　次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものとする。

なお、当該部分は、50 平方メートル未満で、かつ、閉鎖型ヘッドにより有効に警戒されていること。◆

(ｱ)　階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹抜け状の部分で、ロビー、通路その他これらに類する部分 ◆

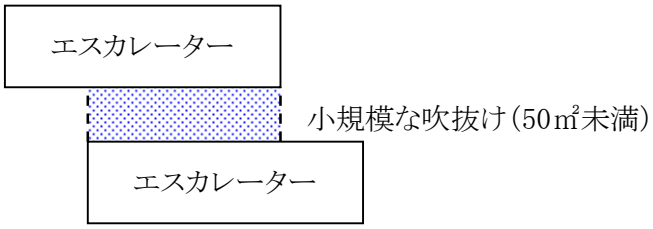

(ｲ)　天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に高天井の部分になる場合 ◆

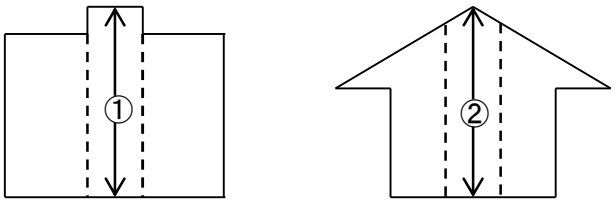

①及び②が、
6m又は10mを超える部分

明かり窓、排煙口等の部分　　屋根の頂部

⑶　評価について

放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、認定品とし、付帯条件を満足するよう設置すること。◆

８　流水検知装置及び自動警報装置

⑴　流水検知装置の一次側直近には、制御弁を設けること。◆

⑵　流水検知装置は、階段又は非常用エレベーター乗降ロビー等の直近で点検に際し、人が容易に出入りできる場所に努めて設けること。◆

⑶　流水検知装置は、火災等の被害を受けるおそれが少ない不燃材料で区画した専用室又は配管室（各階ごとに床打ちされていること。）等に設けること。

なお、点検用の開口部は、廊下等の共用部分に面した場所に設けることとし、当該開口部に設ける扉は、施錠できない構造のものとすること。ただし、容易に解錠できる透明プラスチックカバー付き非常解錠方式等の構造のものとする場合にあっては、この限りでない。◆

⑷　流水検知装置の自動警報装置（サイレン又はゴングに限る。）は、自動火災報知設備が設けられている場合、流水検知装置の近くに一箇所設ければ足りるものとする。ただし、自動火災報知設備が設けられていない場合は、規則第 24 条第５号ニに準じて水平距離が 25 メートル以下となるよう自動警報装置を設けること。◆

⑸　規則第 14 条第１項第４号ニに定める表示装置は、非常電源容量を 30 分以上保有すること。◆

⑹　流水検知装置の操作ハンドルは、人が容易に触れないような措置を施すこと。◆

⑺　表示装置の表示窓は、流水検知装置ごとに設けること。◆

⑻　一の流水検知装置が受け持つことができる警戒区域は、3,000 平方メートル以下とし、原則として２以上の階にわたらないこと。◆

⑼　流水検知装置が設けられている場所には、非常用の照明装置を設けること。◆

⑽　一の流水検知装置が受け持つ警戒区域に放水量の異なる種別のスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられている場合の流水検知装置の検知流量定数は、次の表によること。◆

同一階の配管系の組合せ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60 併用
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び補助散水栓		○	○

側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び小区画ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

＜参考＞

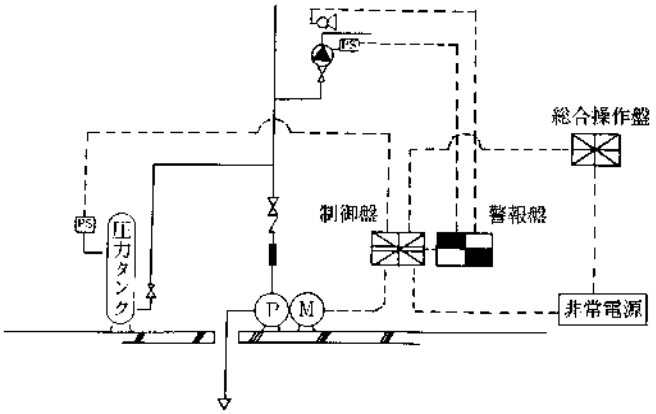

⑾　自動警報装置の受信部は加圧送水装置等の設置部分に設け、防災センター等にスプリンクラー設備が作動した階又は放水区域を表示すること。

9　試験装置

⑴　末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。◆

⑵　末端試験弁は、みだりに開放することができない措置を施すとともに、排水措置を講ずること。◆

⑶　排水に専用の配管を用いる場合は、末端試験弁の配管の口径の２倍以上を有し、かつ、排水ます等へ有効に排水できること。◆

⑷　開放型スプリンクラーヘッド等を設け一斉開放弁又は選択弁を設ける場合は、ヘッドから散水することなく一斉開放弁等の試験ができる弁及び排水管を設けること。◆

⑸　屋上等の最遠部には、仮設等を設けることにより、同時放射試験ができる措置を講ずること。◆

⑹　同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設けること。◆

＜参考＞

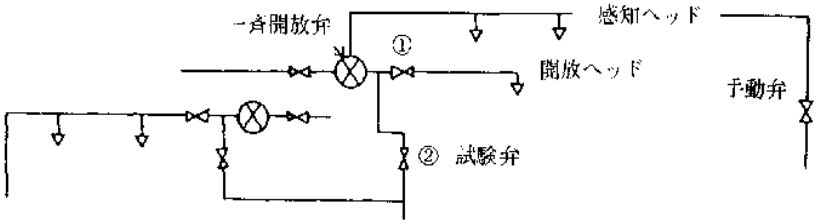

通常時　②のバルブ閉、①のバルブ開

試験時　①のバルブ閉、②のバルブ開

10　起動装置

加圧送水装置の自動起動装置は、スプリンクラーヘッド（放水型ヘッド等を除く。以下後記 11 に同じ。）の開放、補助散水栓の開放弁の開放又は火災感知装置（開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合の手動開放弁を含む。）の作動により、起動用水圧開閉装置（圧力タンク）及び流水検知装置（自動警報弁）のいずれかからの信号においても起動（最も条件の悪いスプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 0.1 メガパスカル以下若しくは、最も条件の悪い補助散水栓のノズル放水圧力が 0.25 メガパスカル以下となる前に起動すること。）するものであり、その停止は制御盤における直接操作によること。ただし、起動用水圧開閉装置の起動の場合の停止は、実態により直接操作によらないことができる。◆

11　起動用水圧開閉装置

第１屋内消火栓設備６⑵（イを除く。）に準ずること。◆

12　放水圧力が１メガパスカルを超えないための措置（放水型ヘッド等を除く。）

第１屋内消火栓設備５（⑷アを除く。）に準ずること。◆

13　表示

⑴　流水検知装置の直近には、次の表示を設けること。◆

ア

30cm以上

10cm以上

スプリンクラー 制　御　弁

表示大きさ　:30cm×10cm
文字大きさ　:3cm角以上
地色　:赤色
文字色　:白色

イ

注　意　事　項
1　平常の場合
⑴　1の弁は開いている。
⑵　2の弁は閉じている。
⑶　圧力計の針が　MPaを指している。
2　消火後の措置
⑴　消火を確認し、速やかに1の弁を閉じる。
⑵　1の弁を閉じても、配管内の水はしばらく出る。
⑶　ヘッドを取り替え、1の弁を開いておく。
試　験　方　法
⑴　1及び2の弁を開く。
⑵　圧力計の指針の動きを読み、ポンプ起動を確認する。

文字大きさ　:2cm角以上
地色　:白色
文字色　:黒色

ウ　表示は、３メートル以上離れた位置から確認できる場所に設けること。◆

エ　一の階に警戒区域が２以上となる場合は、流水検知装置の受け持つ区域図を表示すること。◆

オ　配管室、専用室等内に流水検知装置を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等にも前記アの表示を設けること。◆

カ　防火対象物の形態により、流水検知装置の位置が分かりにくい場合は、各流水検知装置の位置を記載した各階平面図を、自動火災報知設備の受信機付近に付置すること。◆

⑵　末端試験弁

ア　末端試験弁の直近には、次の表示を設けること。◆

30cm以上

10cm以上

スプリンクラー試験弁 （又は スプリンクラーテスト弁）

表示大きさ　:30cm×10cm以上
文字大きさ　:3cm角以上
地色　　:赤色
文字色　　:白色

イ　配管室、専用室等内に末端試験弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等に前記アの表示を設けること。◆

⑶　加圧送水装置を設置した場所には、次の表示を設けること。◆

消火設備の概要 1　設置場所 2　防護面積 3　ヘッドの種別（階別） 4　加圧送水装置の性能 5　非常電源の種別 6　設置年月 7　施工者名

文字大きさ　:2cm角以上
地色　　:白色
文字色　　:黒色

⑷　加圧送水装置等が設置されている不燃専用室等の出入口の扉又はその上部には、次の表示を設けること。◆

30cm以上

10cm以上

消火ポンプ室

表示大きさ　:30cm×10cm
文字大きさ　:3cm角以上
地色　　:白色
文字色　　:黒色

⑸　開放型スプリンクラーヘッドの手動弁

ア　手動式開放弁が受け持つ放水区域図（大きさは20センチメートル角以上）を表示すること。◆

イ　各手動式開放弁については、それぞれ受け持つ放水区域が分かるよう表示板を設けるか、手動式開放弁の色分け等を施すこと。◆

⑹　送水口には、「送水口（スプリンクラー設備）」及び適正送水圧力値の表示をすること。

なお、高層用又は低層用の送水口については、「高層用○階～○階」又は「低層用○階～○階」等を併せて表示すること。◆

⑺　配管には、その表面の見やすい箇所に当該設備用である旨の表示をすること。

◆

14　乾式又は予作動式スプリンクラー設備

⑴　設置場所

ア　乾式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備（以下「乾式スプリンクラー設備」という。）は、スプリンクラー設備の配管等の凍結による被害の生ずるおそれがある場所に設置するものとする。◆

イ　予作動式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備（以下「予作動式スプリンクラー設備」という。）は、前ア及び宝石、毛皮、貴金属等を展示し又は販売する室、電子計算機室、通信機器室等の万一誤って放水した場合に、特に著しい水損が生ずるおそれがある場所に設置するものとする。◆

⑵　加圧装置

ア　加圧装置には、専用のコンプレッサーを用いる方式とすること。◆

イ　加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置の二次側配管の圧力設定値まで加圧するのに要する時間は 30 分以内であること。◆

ウ　加圧装置の配管は、規則第 14 条第 1 項第 10 号に準じて設けること。◆

エ　加圧装置は、常用電源回路を専用とし、かつ、他の動力回路の故障により影響を受けるおそれがないこと。◆

オ　加圧装置は、容易に点検できる場所に設置すること。◆

⑶　減圧警報装置

ア　加圧装置が運転不能となった場合又は加圧装置の圧力が当該規定圧力以下に低下した場合に警報を発すること。◆

イ　減圧警報装置は、防災センター等に警報及び表示ができるものであること。◆

⑷　感知部

ア　感知部は、当該スプリンクラー設備専用の感知器とすること。◆

イ　予作動式スプリンクラー設備に用いる感知部の種類は、自動火災報知設備の感知器のうちスプリンクラーヘッドの表示温度より低い温度で感知する定温式又は差動式の感知器とすること。◆

ウ　感知器の設置は、規則第 23 条及び第 24 条に準ずること。◆

エ　感知器が断線した場合に警報を発するものとし、警報装置は防災センター等に警報及び表示ができるものであること。◆

⑸　配管

ア　乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側配管には、当該装置の作動試験に要する弁及び排水管を設けること。◆

イ　流水検知装置の二次側配管容積は、次表によること。◆

流水検知装置の配管内径（ｍｍ）	二次側の配管容積（Ｌ以下）
50	70
65	200

80	400
100	750
125	1,200
150	2,800
200	2,800

ウ　管及び管継手の材質及び防食措置は、規則第 14 条第１項第 10 号（ロ及びハを除く。）によること。◆

エ　配管 10 メートルにつき４センチメートル以上の勾配をつけること。◆

オ　配管には有効に排水できる排水弁を設けること。◆

⑹　スプリンクラーヘッド

規則第 13 条の２第４項第１号トについて、上向きヘッドと同等の排水措置を講じたときは、下向きヘッドを使用することができること。◆

⑺　その他

ア　乾式及び予作動式の流水検知装置の一次側配管が凍結のおそれのある場所に設置される場合は、凍結防止措置を行うこと。◆

イ　二次側に加圧しない方式の予作動式の流水検知装置は、逆止弁を設け、当該逆止弁以降を前記⑵に準じて加圧すること。◆

ウ　乾式、予作動式又は「流水検知装置の技術上の基準の規格を定める省令」（昭和 58 年自治省令第２号）第 12 条の規定により基準の特例を受けた流水検知装置を用いるスプリンクラー設備を設置する場合は、事前に消防本部予防課と協議すること。◆

15　配線等

予作動式の制御盤等から電磁弁までの配線は耐熱措置を講ずるとともに、予作動式の制御盤及び電磁弁には非常電源を附置するものとし、全ての電源が遮断された場合でも予作動弁が開放を維持すること。◆

16　補助散水栓

補助散水栓は、認定評価品とすること。◆

⑴　ホース

ホースの長さは、規則第 13 条の６第４項第１号に規定するホース接続口からの水平距離 15 メートルの範囲内の各部分を有効に放水することができる長さとすること。

なお、この場合における「有効に放水することができる長さ」とは、ホースそのものの長さに放水距離の５メートルを加えた長さとする。ただし、仕様書等により有効に放水できると認められるものにあってはこの限りでない。◆

⑵　起動装置

前記 10 起動装置の規定によること。◆

⑶　配管

ア　前記４配管の規定によるほか、補助散水栓への立上り配管は 32Ａ以上のもの

とすること。◆

イ　補助散水栓の配管は、各階の流水検知装置の二次側配管から分岐設置すること。ただし、スプリンクラーヘッドを設けない階に補助散水栓を設置する場合で、次による場合は、５階層以下を一の流水検知装置から分岐することができる。◆

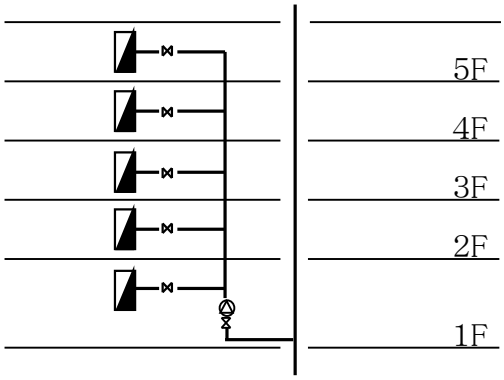

(ｱ)　地上と地下部分を別系統とすること。◆

(ｲ)　補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。◆

(ｳ)　補助散水栓の一次側には階ごとに仕切弁を設置すること。◆

ウ　乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合は、流水検知装置の二次側から配管を分岐しないこと。◆

⑷　減圧措置

補助散水栓はノズルの先端における放水圧力が 0.7 メガパスカルを超えないための措置を講じること。◆

⑸　表示

表示は、第１屋内消火栓設備７⑸ア、イ及びエに準ずること。

なお、補助散水栓箱の扉表面の表示については、「消火用散水栓」とすること。◆

17　耐震措置

規則第 12 条第１項第９号に規定する「地震による振動等に耐えるための有効な措置」については、「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドラインの策定について（通知）」（平成 30 年５月 11 日付け消防予第 361 号）によること。◆

18　特定施設水道連結型スプリンクラー設備

⑴　性能は、次表によること。◆

内装制限 ＼ 性　能	壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ	
	準不燃材料	左記以外
ポンプ吐出量	最大放水区域のヘッド個数×20Ｌ/分以上	最大放水区域のヘッド個数×35Ｌ/分以上

ヘッド放水量	最大放水区域のヘッド個数を同時使用し、15Ｌ/分以上	最大放水区域のヘッド個数を同時使用し、30Ｌ/分以上
ヘッド放水圧力	最大放水区域のヘッド個数を同時使用し、0.02ＭＰａ以上	最大放水区域のヘッド個数を同時使用し、0.05ＭＰａ以上
水源水量	1.2㎥	最大放水区域のヘッド個数×0.6㎥
	居室内に多量に可燃物等がある場合を考慮し、2.4㎥が望ましい。	

備考：最大放水区域のヘッド個数は、当該個数が４以上の場合は４とする。

⑵　加圧送水装置は、第１屋内消火栓設備２⑴、⑵、⑸及び⑺に準ずるほか、前記２⑴、⑵イ及びウによること。◆

⑶　配管は、次によること。

ア　規則第14条第１項第10号によるほか、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）に適合するものを使用すること。

イ　前記４に準ずること。ただし、計算書等で有効に放水することが確認できるものについては、この限りでない。◆

⑷　送水口は、設けないことができる。◆

⑸　設置するスプリンクラーヘッドの種別

ア　床面から天井までの高さが３メートル未満の部分は、小区画型ヘッド ◆

イ　床面から天井までの高さが３メートル以上10メートル以下の部分は、小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド ◆

ウ　床面から天井までの高さが10メートルを超える部分は、放水型ヘッド等 ◆

⑹　放水圧力が１メガパスカルを超えないための措置（放水型ヘッド等を除く。）は、前記12によること。◆

⑺　表示は、前記13⑶（非常電源の種別を除く。）及び同⑸によること。◆

⑻　その他

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、別紙に掲げる№.１から№.７までの給水方式が挙げられるが、必要な水圧、水量が得られない場合や災害等で給水が停止するおそれがあることから、原則、№.７の直結・受水槽補助水槽併用式を指導する。◆

19　パッケージ型自動消火設備

スプリンクラー設備に代えて用いることができるパッケージ型自動消火設備の設置については、次の省令及び告示によること。

⑴　「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）

⑵　「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）

別紙

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式

方式			No.	図
直結式	直結直圧式		1	※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置 SPヘッド 給水栓等 水道メータ 道路 止水栓 配水管 ※一般の給水とスプリンクラーを系統分けする方法
	直結増圧式	直送式	2	※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置 SPヘッド 給水栓等 水道メータ 道路 増圧給水装置（ブースター） 止水栓 配水管 ※一般の給水とスプリンクラーを系統分けする方法
		高架水槽式	3	高架水槽 ※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置 SPヘッド 給水栓等 水道メータ 道路 増圧給水装置（ブースター） 止水栓 配水管

受水槽式	高架水槽式	4	※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置 高架水槽 SPヘッド 給水栓等 水道メータ 道路 止水栓 配水管 増圧給水装置（ブースター）
	圧力水槽式	5	※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置 SPヘッド 給水栓等 圧力水槽 水道メータ 道路 止水栓 配水管 増圧給水装置（ブースター）
	ポンプ直送式	6	※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置 SPヘッド 給水栓等 水道メータ 道路 止水栓 配水管 増圧給水装置（ブースター）
	直結・受水槽補助水槽併用式	7	※スプリンクラー設備としての放水確認のため弁等を設置 補助水槽 給水栓等 SPヘッド 水道メータ 道路 止水栓 配水管 加圧給水装置 ※水源として必要な水量は、給水管からの流水に補助水槽の容量を加えることで確保